

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第66号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）		
左欄	中欄	右欄	左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	略 税務課の収入取 扱員	児童扶養手当の過誤払による返納金（ 子育て支援課の収入取扱員が収納する ものを除く。）、老人・障害者居室等 整備資金の償還金（健康福祉総務課の 収入取扱員が収納するものを除く。） 及び第34条の2第1項第6号に掲げる 債権の収納並びにインターネットを利用 して行う公売に係る公売保証金及び 買受代金の収納及び保管	会計課の 出納員	略 税務課の収入取 扱員	児童扶養手当の過誤払による返納金（ 子育て支援課の収入取扱員が収納する ものを除く。）、老人・障害者居室等 整備資金の償還金（健康福祉総務課の 収入取扱員が収納するものを除く。） 及び第34条の2第1項第6号に掲げる 債権の収納
略			略		

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。